

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号						
手続名	定款変更の認可（漁業生産組合）	根拠条項	第 8 6 条第 2 項（第 4 8 条第 2 項準用）						
審 査 基 準	第 4 8 条第 3 項において準用する第 6 4 条の規定によるほか、定款が漁業生産組合模範定款例に則っていることとする。								
	受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	2 月	目次
							標準経由期間	日	